

回 答 書

工事名 : 三原西消防署庁舎建設工事（建築主体工事）

	質 問 事 項	回 答
1	<p>・特記仕様書 特記仕様書の「留意事項」-作業時間は近隣への騒音や振動等に配慮するため全ての工事関係車両の出入り及び作業準備の開始は『午前9時以降』とされています。また、片付け作業及び工事関係車両の退場は『午後6時まで』となっています。 工事関係車両とは、通勤に使用する車両は除きますか。 騒音振動等が発生しない作業（書類作成等）であれば、当該時間外の作業は可能ですか。</p>	<p>工事関係車両には、通勤に使用する車両も含みます。 騒音振動等が発生しない作業（書類作成等）についても、当該時間外の作業はできないものとしてください。</p>